

海外からの伝染病を防ぐために -リスク評価法を用いた危機管理-

メタデータ	言語: Japanese
	出版者: 水産総合研究センター
	公開日: 2024-06-05
	キーワード (Ja):
	キーワード (En):
	作成者: 湯浅, 啓
	メールアドレス:
URL	所属:
	https://fra.repo.nii.ac.jp/records/2006900

This work is licensed under a Creative Commons Attribution 4.0 International License.



海外からの伝染病を防ぐために ーリスク評価法を用いた危機管理ー



(魚病診断・研修センター：湯浅 啓)

現在の国内養殖産業に甚大な影響を及ぼしている多くの病気が、海外から持ち込まれた伝染病です。クルマエビ類の急性ウイルス血症（ホワイトスポット病）、アユの冷水病、コイのコイヘルペスウイルス病等、一度定着すると長期にわたり被害を及ぼし続けます。農林水産省では魚介類海外伝染病の海外からの侵入を防ぐため、特定疾病を対象に「水産資源保護法」に基づく輸入検疫と、「持続的養殖生産確保法」に基づく病魚の処分・移動禁止等によるまん延防止対策を実施しています。特定疾病とは「持続的養殖生産確保法」で定める、養殖産業に甚大な被害を及ぼすことが予想される海外伝染病であり、現在11種が指定されており、その選定にあたっては、OIE（国際獣疫事務局、動物やその製品の輸出入の際の衛生基準を策定する国際組織）の決めるリストに挙げられた疾病等を対象に、国内在来魚介類への病原性（毒力、感染力）を考慮して決められています。

病害因子による被害を排除するための手法に「リスク分析」があります。この手法は、OIEの他、CAC（Codex Alimentarius Commission；FAOとWHOが共同で策定した国際的な食品規格）やIPPC（International Plant Production Convention；国際植物防疫条約）で採用されており、微生物あるいは化学物質の危険性を適正に評価し（リスク評価）、その評価に基づく原因体の監視体制の構築（リスク管理）を行うものです。

海外で発生している魚病のリスク分析を行う際、リスクコミュニケーション（現場を含む産学官での情報共有・意見交換）を繰り返しながらリスク評価を行います。リスク評価では、海外で同定された病原体が国内に侵入するリスク（侵入評価）、侵入した際に国内在来の感受性魚種がその病原体に曝され、病原体が蔓延するリスク（暴露評価）、その結果引き起こされる被害（重大性評価）について評価します。そして、再びリスクコミュニケーションを行って、監視体制（例えば、農林水産省動物検疫所による輸入検疫）が敷かれ、リスク管理が行われます（図1）。

リスク評価の中で、「暴露評価」に関係する因子には感受性宿主域（病原体が感染する動物の範囲）、

ベクター（病原体を媒介する（生）物）や中間宿主の有無、病原体特性（病原性、環境中での生存性）が含まれ、全てが我々研究者により解明されるべき因子です。この中で、現在検査されている因子は前述の通り、「国内在来魚種に対する病原性の確認」のみで、必ずしも十分なリスク評価が行われているとは言えません。

魚病診断・研修センターでは、本中期計画中に、ウイルス病の防疫体制の構築に向けたリスク評価法の確立を目指しています。上記「暴露評価」の各因子について、変温動物が対象であるが故に重要となる環境水温の影響も考慮しつつ、検査方法を検討していきます。そして、国内未侵入の特定疾病であるコイ春ウイルス血症（SVC）について、リスク評価を試みる予定です。対照として、非常に病原性の高いコイヘルペスウイルス（KHV）、比較的病原性の低いコイ乳頭腫ウイルス（CHV）等のデータも蓄積し、それらとの比較により対象病原体の病原性を評価しようと考えています。将来、新たな海外伝染病が諸外国で発生した際に、その病原体のリスク評価を迅速に実施できるなら、それは農林水産省が特定疾病へ指定する際の、また動物検疫所や都道府県水産試験場が監視体制を構築する上での、有用な情報源になり得ると考えます。その結果、海外伝染病の国内への侵入を未然に防ぐことができ、また万が一国内に侵入した際にも、迅速な対処により、病原体のまん延を阻止できることが期待されます。

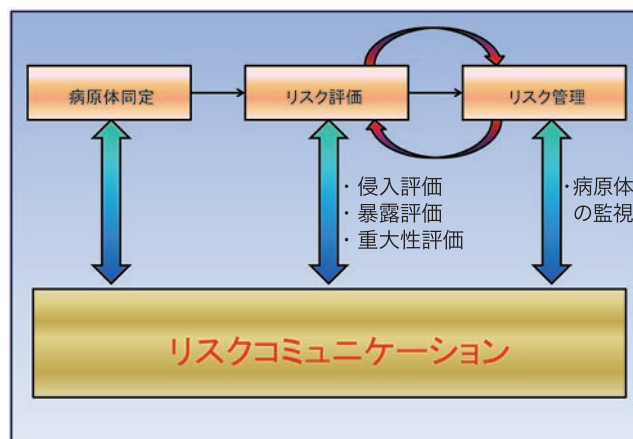


図1. リスク分析の4要素